

日本頭蓋顎顔面外科学会専門医認定審査に関するQ&A

1. 暫定措置による申請には「症例の記録」の提出は必要でしょうか？

答え：提出する必要はありません。

2. 提出する「症例の記録」の区分 a) ~ g) が明確でない。とくに b) ~ d)についてももう少し詳細に呈示してください。

答え：下記を参照してください。

① b) 顔面の骨切り移動術：申請の手引きに示したものに加えて、上下顎の悪性腫瘍切除に伴う骨欠損の再建（骨移植やプレートによる再建）なども範疇に入れてよい。欠損部に骨移植をすれば、当然 c) の範疇にいれても差し支えない。ただし、同部位の同じ手術法による症例を複数領域に重複して申請することはできない。

② c) 顔面への骨・軟骨移植術：申請の手引きに示したものに加えて、眼窩底骨折における骨、軟骨、人工材移植も範疇に入れてよい。なお、a)、g) との重複申請は不可である。また、顔面（頭部）への人工骨移植（ハイドロキシアパタイトなど）も範疇に入る。

吸収性の骨接合材料は移植材料としては認められない。

③ d) 頭蓋骨形成術：申請の手引きに示したものに加えて、レジンなどの人工骨による頭蓋形成術後に生じた頭部難治性潰瘍の治療例（人工骨除去＋骨移植、皮弁移植など）、頭部皮膚悪性腫瘍の治療例（頭蓋骨を含む病変部切除＋再建術）なども範疇に入れてよい。頭蓋底の再建例（骨移植、皮弁移植）も同様である。これら皮弁による頭蓋、頭蓋底再建は当然 e) の範疇で申請も可能であるが、同様に重複申請はできない。

④ e) 頭蓋・顔面軟部組織再建：申請の手引きに示したものに加えて、頭頸部領域の再建すなわち、口腔、咽頭などの再建も含まれる。

ただし頭蓋顎顔面領域から外れる下咽頭・頸部に対する再建は認めない。

3. 「症例の記録」について、同一患者ではあるが、治療病変と部位が複数カテゴリーにまたがる場合、各カテゴリーでの登録は可能でしょうか？

答え：同一症例でも手術部位・手術術式が異なれば、それぞれのカテゴリーで申請して結構です。

4. 「業績の提出」について、“1編の論文”には出版前のもの、例えば校正待ちや印刷中のものも含めることができるのでしょうか？

答え：掲載証明書の提出をもって認めます。

5. 手術経験症例について、実施施設や、時期について具体的な条件を示してください。

答え：手術経験症例には以下の条件を満たすことが必要です。

① 手術は学会が認定した研修施設で施行されていること。

(暫定として日形会認定施設又は教育関連施設)

- ② 本学会入会後の症例であること。
- ③ 日形会専門医取得前の症例を含めて良いが、日形会専門医取得に用いた症例は重ねて用いることができない。

6. 手術の治療記録は 20 症例について必要になると思われませんが、記録の所には特に、イラストや写真はいらぬということでしょうか？

答え：必須ではありませんが、皮膚切開や骨切り線の説明に必要な場合は記載してください。

7. 写真を提出する 10 症例については、術者である必要は無いでしょうか？

答え：術者もしくは指導者である症例を提出してください。

8. 小耳症の耳介形成術などの軟骨移植例について、MRI や CT、XP などの画像は必要になりますか？

答え：必要ありません。

9. 診療実績報告書（専門医資格更新審査）の診療内容とは何を意味しているのか？

答え：必ずしも手術の執刀を意味しているのではなく、治療方針の決定等に関与しているものも含まれます。